



適切な保険証利用にご協力ください

その1 工作中または通勤途上のケガや病気に健康保険は利用できません

受診前に
チェック



工作中・通勤途上のケガや病気

YES

→ 労災保険

NO

→ 健康保険

Q&A

- Q** 労災の判断は誰がしますか?
A 労災であるかどうかの判断は事業所所在地を管轄する「労働基準監督署」が行います。ケガや病気をしたご本人や事業所が判断するのではなく、労働基準監督署にお問い合わせください。
- Q** 労災保険の対象は誰ですか?
A パート、アルバイト等の雇用形態に関わらず、原則としてすべての労働者が対象となります。
- Q** 労災保険の手続きに手間がかかるので、健康保険を使ってもいいですか?
A 労災保険の手続きに手間がかかる等の理由で健康保険を利用することはできません。労災保険と健康保険は選択できるものではなく、労災に該当する場合は、必ず労災保険が優先されます。

その2 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合があります

交通事故等、第三者の行為が原因でケガや病気をしたときに健康保険を利用する場合は「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。



第三者行為による
傷病の例

交通事故



他人の犬に
かまれた



暴力を受けた



「第三者行為による
傷病届」はこちら



Q&A

- Q** なぜ提出が必要なのですか?
A 交通事故や暴力行為等の第三者によるケガや病気の治療費は、本来加害者が負担するべきものです。そのため、協会けんぽ加入者が健康保険を使うと、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うこととなります。立て替えた医療費は、後日協会けんぽが加害者に請求することとなりますが、この請求に必要な事項を確認するため、「第三者行為による傷病届」が必要となります。

示談は慎重に!! 示談をする前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いいたします。
示談をした場合、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を利用できなくなる場合があります。

その3 接骨院等で健康保険が使える範囲は限られています

接骨院等での柔道整復師による施術は、健康保険の対象になる場合と、ならない場合があります。健康保険が使える範囲及び施術を受ける際の注意事項について、正しくご理解いただき、適正な施術が受けられるようご協力をお願いいたします。

健康保険の対象となる場合

たとえば
こんなとき

- 日常生活やスポーツで足をひねった
- 家の中で転んで床に肘をぶつけた

*外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれ等)

ご注意ください
骨折や脱臼に対する施術は、応急処置を除き、**医師の同意**が必要です。

健康保険の対象とならない場合

たとえば
こんなとき

- 日常生活で感じる肩こり

- *単なる肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- *神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等の病気からくる痛み
- *医療機関(病院、診療所等)で治療中のケガ
- *工作中・通勤途上のケガ(労災保険適用)
- *過去の交通事故等のケガによる後遺症

柔道整復師の
かかり方はこちら



療養費(治療用装具)制度をご存知ですか？



療養費(治療用装具)制度とは？

仕事中以外(業務外)の事由により生じたケガや病気の治療のために、医師の指示にもとづき、治療用装具、弾性着衣、小児弱視等の治療用眼鏡・コンタクトレンズ等を購入した場合は、購入に要した額のうち、被保険者(ご本人様)が負担すべき部分を差し引いた額が、療養費の申請により支給されます。

※装具ごとに支給の上限額があります。

「療養費支給申請書
(治療用装具)」はこちら



申請方法

「療養費支給申請書(治療用装具)」と以下の書類をご準備のうえ、ご申請ください。

ケース	① 治療用装具(コルセット等)を購入した場合	② 小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合	③ 弾性着衣を購入した場合
添付書類	<ul style="list-style-type: none">●領収書の原本●医師が記入・証明した「治療用装具製作指示装着証明書」の原本●靴型装具の場合は、療養費の支給申請を行う靴型装具の現物写真	<ul style="list-style-type: none">●領収書の原本●医師の「眼鏡等作成指示書」のコピー※「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピー	<ul style="list-style-type: none">●領収書の原本●医療機関が発行した「弾性着衣等装着指示書」の原本



注意事項

※以下による返戻やお問い合わせが多いのでお気を付けてください。

添付書類	<p>① 支給決定後は、ご提出書類(領収書等)の返却ができません。 自治体等の医療費助成を受けるご予定がある場合は、領収書等のコピー又は原本の提出の要否について事前に自治体等へご確認ください。</p> <p>② 小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズの場合は、以下2点も併せてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・領収書の宛名(氏名)が対象者名(お子様の名前)となっているか・領収書の但し書きに「治療用眼鏡(コンタクトレンズ)代のため」と記載されているか
申請者	<p>お勤めされている被保険者(ご本人様)です。 被扶養者(ご家族様)の治療用装具を購入した場合でも申請者は被保険者(ご本人様)となります。</p>
申請書	<p>療養費(治療用装具)の申請をされる場合は、「療養費(立替払等)」の申請書は使用できません。 ※やむを得ない事情で医療費を全額自己負担したとき等に申請するもの</p>
申請期限	治療用装具等の購入費用を支払った日の翌日から2年以内



協会けんぽ東京支部
LINE公式アカウント 友達募集中!

友だち登録方法
・右の二次元コードから読み取り
・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
・ID「@kenpo_tokyo」で検索



協会けんぽ東京支部
メルマガ会員募集中!

毎月5日、健康づくりに役立つ情報や協会けんぽ東京支部の最新情報をお届けしています! 右記の二次元コード登録画面よりご登録をお願いします。



発行元



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111 (代表)

・お問い合わせの際は、お手元に資格情報(記号・番号等)が確認できる書類をご準備ください。

・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(健康保険組合、国民健康保険等)にお問い合わせください。

マイナ保険証をご利用ください。(現行の健康保険証は令和7年12月2日からご利用いただけません)